

3 級 学習編 B15

問題 :以下の記述は著作権について述べたものです。これらの中から、[正しいもの]を2つ選び、チェックしなさい。

1・他人が製作したソフトウェアのアイデアを利用しただけならば、著作権の侵害とならない場合も有る

著作物の定義

著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう (第二条第一号)

著作物とはアイデアを表現したものを指すのであって、アイデアそのものは対象ではなく、著作権法では保護されない。

(アイデアは特許権・実用新案権などの工業所有権保護制度で保護される)

ソフトウェア(プログラム著作物)の場合

保護されるもの……………ソースコード、画面上に表示されたデザイン

保護されないもの……………アイデア、アルゴリズム(手順・方式)やロジック(思考の形式・法則)

アイデアだけの場合、著作権の侵害にはならない

(ただし、特許権・実用新案権などの侵害に当たる場合があり、注意が必要である。)

特許権……………自然法則を利用した、新規性のある、産業上有用な発明 実用新案権…物品の形状・構造・組合せに関する考案(小発明)

(パテントワークスクール FAQ から引用 http://www.patentwork-school.jp/school_info/faq.html#Anchor-65413)

2・業者にソフトウェアの製作を委託した場合、そのソフトウェアの複製許諾権は、自動的に委託者のものになる。

著作権の種類

著作権(著作権法で定められたもの 広義)

著作者人格権(譲渡不可)

公表権(18条) 氏名表示権(19条) 同一性保持権(20条)

著作者経済権(譲渡可能 狭義の著作権)

複製権(21条) 上演権、演奏権(22条) 上映権(22条の2) 公衆送信権(23条)

送信可能化権(23条) 口述権(24条) 展示権(25条) 頒布(はんぷ)権(26条)

譲渡権(26条の2) 貸与権(26条の3) 翻訳権、翻案権(27条) 二次的著作物の利用権(28条)

複製権(複製許諾権)は契約内容によっては譲渡可能ではある。しかし、権利が最初に発生するのはソフトウェアを製作した業者の側である。 x

3・著作物を複製する許諾権を著作者から得る場合、口頭の許諾でも法律上は有効である。

「口約束」という言葉もありますが、契約は書面がなくとも成立します。難しく言うと「口頭で意思表示をすること」で契約は成立します。契約時に書面を作成するのは、後のトラブルに備えて、意思表示の証拠を残すためです。

(山本秀樹 民法 契約の成立と解除について <http://www.nnj.co.jp/Report/law001.html> より引用)

民法によって口頭での契約は有効とされている。そのため、許諾を口約束で得た場合も、契約として有効である

4・教師が授業で用いる場合に限り、1 本分のライセンスのソフトウェアであっても、必要な台数のパソコンにインストールして利用することが認められている。

ソフトウェアのライセンスは、法律ではなく、契約である。そのため、著作権法の学校その他の教育機関における複製（第三十五条）の特例とは関係が無い。利用者は、その契約内容に準じる必要がある。 ×

(学校その他の教育機関における複製)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

5・児童（生徒）が学校で制作した作品の著作権者は、学校となる。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

著作権は著作者（作品を作った者）が享有する。そのうち、第二十一条から第二十八条までに規定する権利（狭義の著作権・著作者経済権）は契約次第で譲渡可能であるが、通常、学校と生徒の間ではそのような契約を結ぶことは無い ×